

現行条例と改正法の主な相違点

資料 3 - 2

※ 太枠網掛けの項目が審議会で検討を行う主な審議事項

※ 「検討が必要な事項とその方向性」欄の「→」以降の下線部分は現時点の事務局の方向性案

No.	項 目	現 行 条 例	改 正 法	検討が必要な事項とその方向性
1	開示手数料	手数料は徴収しない 写しの作成・送付に係る費用について実費負担	【必須事項】開示請求手数料（第89条第2項）	手数料の設定 → <u>手数料は無料、写しの作成・送付に係る費用について実費負担（現行条例どおり）</u>
2	匿名加工情報手数料	—	政令で定める額を標準として定める ・ 21,000円（1 提案あたり） ・ 作成に要する時間に応じた額（3,950円／H） ・ 作成を外部委託した場合の委託料 【必須事項】匿名加工情報手数料（第119条第3,4項）	手数料の設定 → <u>政令で定める額と同額を定める</u>
3	要配慮個人情報	要配慮個人情報（第2条第3号） 定義は国と同じ	要配慮個人情報（第2条第3項） 【任意事項】条例要配慮個人情報（第60条第5項）	条例要配慮個人情報の規定を定めるか。定める場合はその内容 → <u>条例要配慮個人情報は定めない</u>
4	利用目的等の公表	個人情報取扱事務目録を作成・公表（第6条） 事務単位で作成	個人情報ファイル簿を作成・公表（第75条第1項） 個人情報ファイル単位で作成 保有個人情報が1,000人以上は作成必須 【任意事項】別形式での作成・公表（第75条第5項）	個人情報取扱事務目録の取扱い → <u>1,000人未満の個人情報ファイルを保有する個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務目録を維持</u>
5	不開示情報	情報公開条例上の不開示情報（第7条） ・ 法令秘情報 ・ 個人情報 ・ 法人等情報 ・ 公共安全維持情報 ・ 審議、検討、協議情報 ・ 事務事業執行情報	不開示情報（第78条） ・ 本人の不利益になるおそれのある情報 ・ 第三者の個人情報 ・ 法人等情報 ・ 国の安全等に関する情報 ・ 公共安全維持情報 ・ 審議、検討、協議情報 ・ 事務事業執行情報 【任意事項】情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整（第78条第2項）	不開示情報の調整 → <u>不開示情報の調整は行わない</u>

現行条例と改正法の主な相違点

No.	項 目	現 行 条 例	改 正 法	検討が必要な事項とその方向性
6	決定期限	開示請求（第20条） 決定期限：翌日から起算して14日以内 延長：46日以内 訂正・利用停止請求（第32条、第40条） 決定期限：翌日から起算して30日以内 延長：30日以内	開示・訂正・利用停止請求 決定期限：30日以内 延長：30日以内 【任意事項】開示請求等の手続（第108条）	決定期限の設定 →開示請求については、決定期限は現行条例どおり14日以内とし延長は30日以内とする。訂正・利用停止請求は現行条例と改正法に相違なし
7	審査請求の手続	審査請求（第41条の2～第47条） 諮問等（第41条の2～第44条） 審査会（第45条～第47条）	【任意事項】審査請求の手続（第107条第2項、第108条） ・行政不服審査法第81条第1項の機関の設置 ・条例による組織・運営に関する事項の定め	審査請求の手続について、必要な事項を定める →千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定
8	審議会への諮問	審議会の所掌事務 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条（諮問事項） ・本人外収集（第7条第2項） ・目的外利用・提供（第8条第1項） ・センシティブ情報の電子計算機処理（第10条第1項） ・オンライン結合（第10条第3項）（報告事項） ・センシティブ情報の収集（第7条第4項） ・オンライン結合（法令等、国等）（第10条第4項） ・電気計算機処理による国等への提供（第10条第2項）	【任意事項】審議会への諮問（第129条） ※法律上諮問が許容されない事項 ・個人情報の収集制限 ・目的外利用及び外部提供の制限 ・電子計算機のオンライン結合等の制限 等 ※想定される所掌事務 ・制度の運営に関する重要事項の諮問 ・PIAの第三者点検 等	審議会の所掌事務の変更

現行条例と改正法の主な相違点

No.	項 目	現 行 条 例	改 正 法	検討が必要な事項とその方向性
9	対象となる機関	実施機関（第2条第7号） 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、議会	行政機関等（第2条第11項） 議会（議長）：法の対象外 ※議会条例を制定を検討している。 病院事業管理者：民間規律の対象 開示請求等は公的規律の対象	法の規定のとおり
10	個人情報の保有制限	収集に関する制限（第7条） ・原則本人から収集しなければならない （例外）第7条第2項各号 ・要配慮個人情報のうち、センシティブ情報（信条に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報）の原則収集禁止 （例外）法令等に定めがあるとき 事務の性質上必要不可欠であるとき ※センシティブ情報は原則電子計算機処理禁止 （第10条第1項）	保有の制限（第61条） 法令（条例含む。）の定める事務・業務の遂行に必要な場合に限り保有できる	法の規定のとおり
11	目的外利用 外部提供	原則禁止（第8条） 以下の場合可能 ・本人同意又は本人に提供する場合 ・法令等に定めがある場合 ・生命等の安全を守るため、緊急である場合 ・内部利用又は他の実施機関に提供する場合で相当の理由がある場合 ・国等に提供する場合でやむを得ない理由がある場合 ・審議会の意見を聴取して認められた場合	原則禁止（以下の場合に可能）（第69条） ・法令に基づく場合 ・本人の同意がある場合 ・内部利用で相当の理由がある場合 ・他の行政機関に提供する場合で相当の理由がある場合 ・統計作成・学術研究の場合 ・明らかに本人の利益になる場合 ・その他特別の理由がある場合	法の規定のとおり ※現行条例第8条第1項第6号に基づき 審議会に意見を聴いた類型については 法第69条各号に整理できる
12	オンライン結合	あらかじめ審議会に意見聴取必要（第10条第3,4項） ただし、法令等に基づく場合、国等とオンライン結合する場合は事後報告	オンライン化で区別することなく、安全管理措置義務（第66条）等を通じて、安全性を確保	法の規定のとおり
13	開示請求等ができる者	本人、法定代理人（第13条） （特定個人情報のみ任意代理人が可能）	本人、法定代理人、任意代理人	法の規定のとおり

現行条例と改正法の主な相違点

No.	項 目	現 行 条 例	改 正 法	検討が必要な事項とその方向性
14	簡易な手続きによる開示	あらかじめ簡易な手続きにより開示すると定めた個人情報については、口頭による開示請求を行うことができ、口頭による開示請求があったときは、書面による通知をせずに直ちに開示するものとする（第26条）	規定なし	→ <u>要綱により、簡易な手続きによる開示の制度を定める</u> ※現在簡易な手続きによる開示を行っているのは中等教育学校、高等学校、特別支援学校の試験結果
15	出資等法人等の講ずべき措置	出資等法人は、本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努める 実施機関は必要な措置を講ずるよう指導に努める（第50条）	出資等法人は個人情報取扱事業者として民間規律の適用対象 指導は個人情報保護委員会が行う	→ <u>必要に応じて市に開示申出の実績等の報告を行う旨を協定書、契約書、募集要項等に規定</u>